

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

名前 (男・女)

生年月日 平成 年 月 日

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種伝染病 () [治癒]

第2種伝染病 インフルエンザ(A型・B型) [発症後5日を経過し、かつ解熱後3日経過]

麻疹 [解熱後3日経過] 水痘 [すべての発疹痂皮化]

風疹 [発疹消失] 百日咳 [特有の咳消失]

流行性耳下腺炎 [耳下腺の腫脹消失]

咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

結核 [伝染のおそれなし]

第3種伝染病 [伝染のおそれなし]

腸管出血性大腸菌感染症(*) 流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎 コレラ

細菌性赤痢 腸チフス

パラチフス

(*) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

第3種その他の伝染病 [①～④は代表例]

① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)

② マイコプラズマ感染症・異型肺炎

③ 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

④ 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

()

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような症状から「伝染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発疹

よだれを伴う口内痛・口内炎 がんこな咳 唾液腺の肥大

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

()

その他の意見

平成 年 月 日

医療機関名

診断医師(診察した医師に限る):